

すこやかな笑顔を育む、理想的な環境がここにあります。



介護老人保健施設長山は、先人が『山上また山有り』と言われたように、でこぼこの道を歩き続け、多難な山を乗り越えてこられてきた利用者様の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし共に歩んでいくことを目指しています。

また、家族や地域の方々・関係機関と協力し、利用者の皆様が安心して自立した在宅生活が続けられるよう、お手伝いさせていただきます。

《 介護老人保健施設 》

当施設は、精神科と併設している関係上、認知症の利用者が多くなっています。精神科で培った経験を活かし、利用者と共に生きることを目標に総合的なケアサービスを行っています。

《 通所リハビリテーション 》

当施設では、それぞれの個性や目的に合わせたリハビリメニューを用意しています。『理学療法・作業療法等の個別リハビリ、グループでの体操、ゲームや制作活動を通して、考えること・笑うことの全てがリハビリ』との考えの下に、楽しみながら心身機能の維持、回復を図っていただくことを目指しています。

《 居宅介護支援事業所 》

当事業所では、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供出来るよう援助を行っています。



個室



多床室(4人)



多床室(2人)



1階食堂・多目的ルーム

■ 利用対象者  
入所者

- 65歳以上の第1号被保険者で要介護状態と認定された者
- 40歳以上65歳未満の第2号被保険者であって、その要因が特定疾病によるものであると認定された者

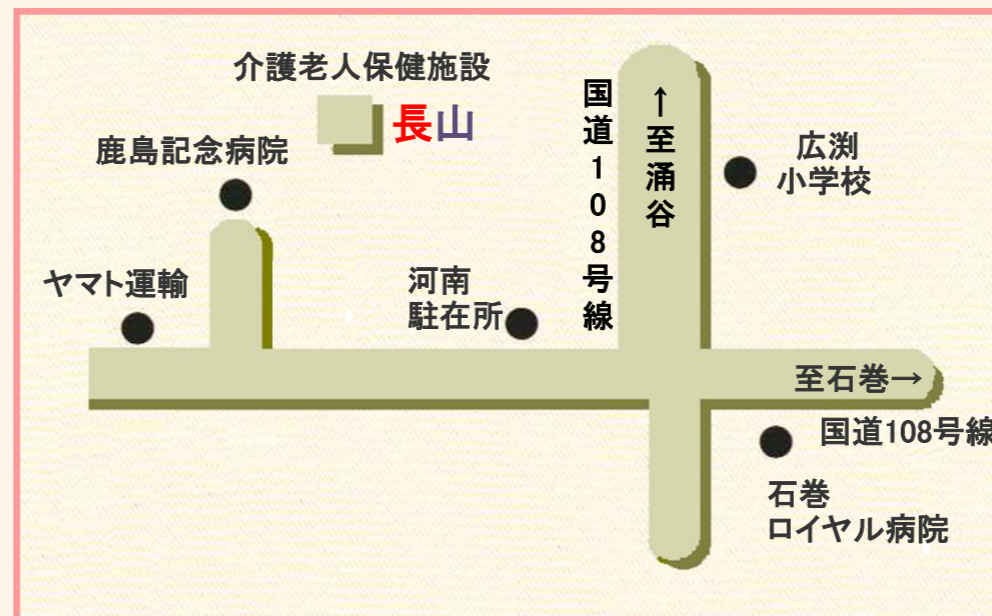
(介護予防) 通所リハビリテーション及び(介護予防) 短期入所療養介護

- 入所者と同様、第1号・第2号被保険者であって、要支援若しくは要介護と認定された者
- 要支援状態と認定された者(ただし、第2号被保険者にあつては、その要因が特定疾病によるものであると認定された者)

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す施設です。



一般浴室



《 個人情報の保護について 》

当施設とその従業者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号においては、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、照会など。
- ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携。
- ③ 利用者が偽りその他の不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡など。
- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合など)。